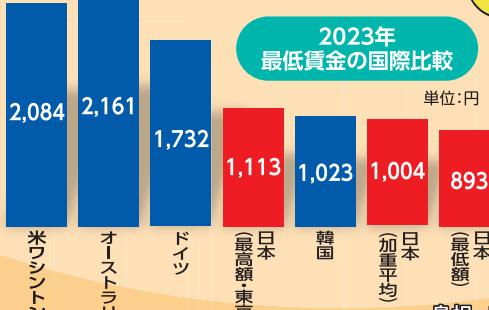


# 最低賃金

物価高騰から暮らしをまもる大幅引き上げと  
全国一律制度に変えよう

賃金の最低ベースが  
違うのは本当に  
おかしい!!

1 日本の最低賃金額は過去最高の引き上げと報道されている。けれど、先進国との水準に追いついていないんだ。先進国では1,500円以上が当たり前。



地域別  
最低賃金マップ  
■ 1,000円台  
■ 900円台  
■ 800円台

沖縄 896

鹿児島 897

徳島 896

高知 897

愛媛 897

和歌山 929

三重 973

奈良 936

香川 918

岡山 932

広島 970

山口 928

大分 899

熊本 898

宮崎 897

福岡 941

佐賀 900

長崎 898

島根 904

島根 900

鳥取 900

京都 1003

兵庫 1001

滋賀 967

奈良 1064

香川 918

高知 897

和歌山 929

三重 973

奈良 1027

愛知 1028

静岡 984

神奈川 1112

東京 1113

千葉 1026

茨城 953

栃木 954

埼玉 1028

山梨 938

長野 948

岐阜 950

富山 948

石川 933

福井 931

新潟 931

福島 900

宮城 923

山形 900

秋田 897

岩手 893

青森 898

北海道 960

だから!

4 最低賃金額を決めるとき、中小企業の支払い能力が問題になりますが、最低賃金制度は本来、すべての労働者に健康で文化的な最低限度の生活をするため必要な賃金の最低額を保障するもので労働者の生計費と賃金で決めていくもの。

3 地域別最低賃金額の格差はなんと20%! 賃金、年金など様々な制度の格差の要因となっていて、人口の一極集中を招いている。今の最低賃金制度の限界だ。



全国一律制に切り替える際、中小企業に対する税や社会保障負担の減免といった「直接支援」をはじめ、「公正取引の実現」「有効需要の創出」といった抜本的な強化施策と財源確保を国の義務にしていくことが解決への道。

解説 厚労省は47都道府県を3ランクにわけて地域別最低賃金の「目安額」を出します。1978年のランク制発足以来、44年間、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ったことはありません。地域ごとに最賃額を決める今的方法では低い地域はその地域の経済状況と支払い能力を基準に決めるので低いまま、高い地域は低い地域を考慮するため引上げ額を抑制します。結果、現行法では格差は広がるばかり。世界で地域別最低賃金の国は日本含めて4か国だけ。ランク制をやめ、地域別から全国一律最低賃金制へ法改正し、地域間格差を解消しましょう。



全労連



国民春闘共同委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

TEL.(03)5842-5611 FAX.(03)5842-5620

(2023.9)

# 最低賃金全国一律制度への法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 請願趣旨

最低賃金は2023年の改定によって加重平均1,004円となりました。加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京（1,113円）と最低額の県（893円）との差は220円（19.8%）です。地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

政府が2015年より掲げてきた目標がようやく達成されたことになりますが、私たちが全国28の都道府県（4万8千人超）で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることが明らかになっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。そのため、地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままであります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正が必要です。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

## 請願項目

- すべての働く人へ人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。  
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。